

## 25監査公表第13号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成25年8月6日に福岡市長から定期監査の結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成25年10月3日

福岡市監査委員 富 永 計 久  
 同 笠 康 雄  
 同 齋 田 雅 夫  
 同 伯 川 志 郎

### 1 監査報告と措置の件数

23監査公表第13号（平成23年9月8日付 福岡市公報第5859号 公表）分・・・1件  
 24監査公表第12号（平成24年9月6日付 福岡市公報第5954号 公表）分・・・2件

### 2 講じた措置の内容

以下のとおり

23 監査公表第 13 号（平成 23 年 9 月 8 日付 福岡市公報第 5859 号 公表）分  
 （工事監査）

#### 1 局別監査

##### (1) 財政局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの          委託契約を適正に行うべきもの          市庁舎設備運転・監視業務委託          （契約金額 8,106 万円）</p> <p>本委託は、市庁舎の設備運転，監視を対象とする業務であり，契約の方法は特命随意契約としていた。</p> <p>その根拠法令は，地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号としているが，特命随意契約とする理由が示されていないにもかかわらず，財政局通知「警備及び清掃委託に係る契約事務等について」による警備委託の契約方法を準用し特命随意契約としていた。</p> <p>財政局通知では，警備委託の契約方法</p>	<p>市庁舎は，市の中核機能，かつ市の防災拠点としての機能を有する重要な施設で，安全かつ安定した設備運転・監視，故障時・緊急時の適切な対応，及び防災上の安全確保に特段の配慮を必要とすることから，市庁舎設備を熟知していることが必要であり，受託者の頻繁な入れ替わりは，施設管理保全に支障を生じる危険をとまなう。</p> <p>そこで，初年度は指名競争入札によるものとし，年度毎に委託審査委員会による審査を行い，良好な業績であれば，次年度から 2 年間は当該契約の相手方との特命随意契約によることができる旨の方針を平成 24 年度に定め，平成 25 年度に指名競争入札を行った。</p>

<p>を準用できるのは、警備を含む委託であり、警備を含まない本委託に準用することは不適切であった。</p> <p>今後は、適正な委託契約に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(公有財産課)</p>	
--	--

24監査公表第12号（平成24年9月6日付 福岡市公報第5954号 公表）分  
 (事務監査)

2 委託契約事務の適正執行について(意見)

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>委託契約事務については、福岡市契約事務規則等に基づき、各所属において設計はもとより業者選定から完了検査、支払いまで、適正に行わなければならない。このため、十分な履行確認を行わないまま委託料を支払うなど不適切な事務処理については、過去の定期監査においてもたびたび指摘を行ってきたところであるが、今回の監査においても依然として散見された。</p> <p>所属長においては、委託契約事務に関する法令等について十分な知識を習得するよう職員を指導育成するとともに、チェックを徹底し適切な進行管理を行うことにより、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>契約事務の所管課においては、各所属における契約事務が適正かつ効率的に行われるよう、次のような取組みを実施するなど各所属への支援に努められたい。</p> <p>ア 業務に即した契約事務研修の充実            イ 相談指導体制の充実</p> <p style="text-align: right;">(財政局契約課関連)</p>	<p>契約事務の適正な執行について全局に文書により要請するとともに、委託契約事務を中心とした研修を実施し、受講希望者全員が受講できるよう実施回数を増やすなどの対応を行った。</p> <p>また、相談指導体制の充実についても、平成25年4月から調査・指導係を新設し、相談指導体制の整備・強化を図り各所属への支援に努めることとした。</p>

(工事監査)

2 設備工事等の設計変更について(意見)

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況

<p>設備工事等の施工に伴う設計変更は、建設工事請負契約書に基づき、その手続きは設計変更ガイドラインに沿って行うこととなっており、変更すべき内容を設計変更しないまま完了することは、設計図書の内容と異なった竣工となることから、設計変更は適正に行わなければならない。</p> <p>しかしながら、今回の工事監査において、請負者と発注者との間で設計変更に関する協議がなされていたが、建設工事請負契約書等に基づく設計図書の変更及び設計変更に伴う契約変更を行っていなかった事例があった。</p> <p>設計変更を行わなかった要因としては、設計変更及び契約変更に伴う協議に要する期間が工事工程に少なからず影響を及ぼすことを懸念してのことと考えられる。</p> <p>このため、円滑な工事施工が図られるよう設計変更ガイドラインの周知徹底を図るとともに設計変更に伴う契約変更についての取扱いを定めるなど、契約変更手続きに関する事務の簡素化と効率化を要望する。</p> <p>(財政局技術監理課、契約課関連)</p>	<p>設備工事等の施工に伴う設計変更及び契約変更手続きについては、工事主管課と意見交換を行うなどして現状課題等の調査を行い、その結果を踏まえて契約変更手続きに関する事務の簡素化と効率化を実施した。</p> <p>具体的には、平成25年4月1日以降に入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申し込みの誘引を行う設備工事等について、設計変更に伴う契約変更手続きに関する新たな取扱いを定め、平成25年3月27日付けで関係局区に通知した。</p> <p>また、同取扱いに基づく設計変更ガイドラインの見直しを行い、関係局区に通知するとともに、福岡市ホームページへも掲載し、周知徹底を図った。</p>
---	---